

台湾知財セミナーを開催（1）

王美花

台湾では、本年1月に専利法が施行されたり、台湾要人が知的財産の重要性を訴えるなど、台湾の知財を巡る状況は大きな動きを見せております。こうした中、交流協会は本年3月に王美花 台湾経済部智慧財産局長をお招きし、日本の皆様へ台湾の知財政策、企業戦略をご紹介するセミナーを開催いたしました。

王局長のご了解のもと、セミナーの概要を2回に分けてご紹介するとともに、ご参考としていただければと思います。



◆王美花 (Wang, Mei-Hua)

1958年生まれ。台湾・経済部智慧財産局長（特許庁長官に相当）

1980年（台湾）国立台湾大学法学部を卒業。経済部訴願委員会組長、經濟部中央標準局（基準局）専利処副処長を経て、1999年經濟部智慧財産局法務室主任に着任。智慧財産局において専利三組組長、専利一組組長、商標権組組長、副局長を経て現職。

台湾の知財政策、企業戦略について智慧財産局内で最も精通しているエキスパート。

皆さん、こんにちは。私は今回3回目になりますが、また台湾の知財関係のことについて、皆さまにお話ししたいと思います。

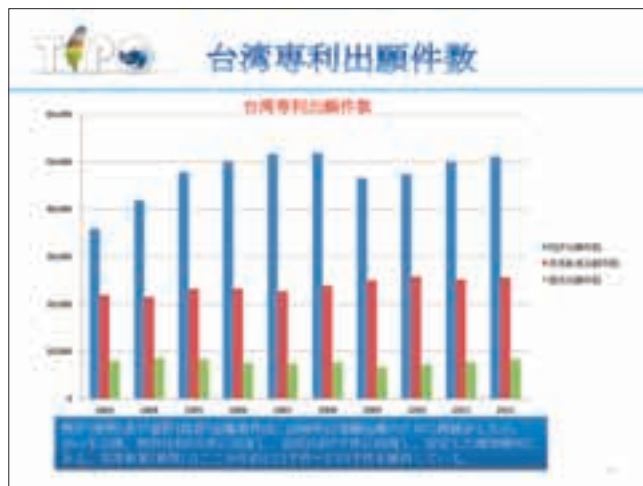
今日、私がお話しする部分としては以下の幾つかがあります。一つは特許、この専利権の出願状況について。次に審査状況について。三つ目として知財関係の法整備について。四つ目は、台湾とほかの国々、また台湾と中国の間での知財関係の提携について。そして最後に、最近のIPR政策、知財関連の政策状況などについてご説明したいと思います。

1. 専利出願概況

まず初めに、専利権の出願状況についてお話しします。2009年に金融危機が起きました。その金融危機の後、台湾では発明の特許、実用新案、意匠についての出願はすべて少しずつ安定して上

がってきています。伸び率も安定しています。昨年の特許出願は5万1000件ありました。

次にご覧いただいているスライドですけれども、これは台湾と外国の人々の特許出願を比べたものです。特に注目していただきたいのが緑の部分ですが、これは日本の方の出願状況を表したも





のです。これをご覧いただいでわかるように、特許の出願量で見ますと外国の方の出願量のほうが台湾の出願量より多くなっています。特に外国の出願量の中で日本の方が占める割合は40%になっていて、非常に大きな割合を占めていると言えます。

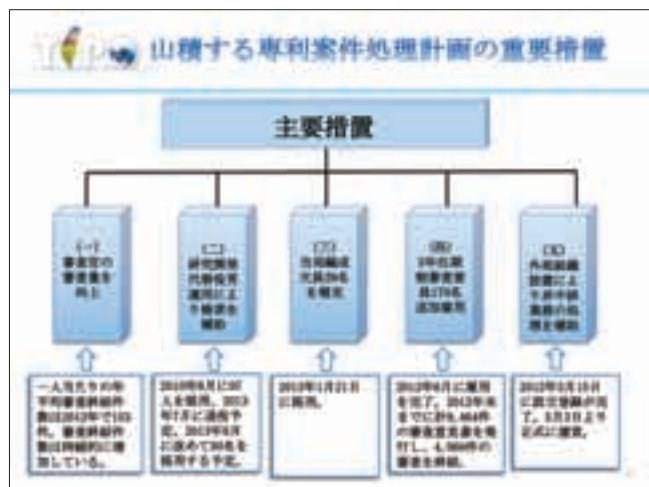
次は、台湾の十大産業を示しているものです。台湾の産業で発展しているものの状況を提示してあります。特に出願量が多いものが書かれているわけですが、半導体、情報産業、通信産業、そして先進材料といった分野に出願量が集中していることがわかります。

ここ5年間の、日本の台湾での特許の出願量を見てみたいと思います。2011年の数字ですが、2010年に比べて出願量が18.5%増加しました。

そして2012年は、日本の方の特許の出願数が1万2000件を超えています。過去5年間の日本の台湾における商標の出願状況について見てみますと、2012年には出願数が4200に達してまして、外国の方の出願の中では最も多くなっています。

2. 専利審査業務最新発展

次に、私たち智慧局にとっては重要になってきますけれども、特許の出願の処理状況について、その状況をお話ししたいと思います。今、台湾では特許出願の審査待ち案件が非常に多い状況で、2010年からは人を増やすことによってこうした状況を解決する取り組みを進めており、この人が足りないという状況を解決しなければなりません。



ん。しかし台湾では正式な公務員を増やしていくことがそんなに簡単にできることではありませんので、私たちはここに示した(一)から(五)のやり方などによって人手が足りない状況を解決し、特許の審査待ち案件数を減らそうとしています。

例えば検索センター(先行技術調査機関)をつくり、検索をしてくれる人たちを導入したりしています。これに加え、兵役の代わりに特許に関する検索の仕事を手伝ってもらうといった手段も採用しています。昨年は日本の手法を少し参考にし、任期付審査官の導入なども行いました。これによって170人の方を採用しています。

こうした努力を重ねてきましたので、昨年少し数字にその努力が反映されています。例えば

2012年では、実際に審査が終了した件数、結審した件数が審査待ち件数を超えたという状況が出ています。そのため、審査待ち特許件数が少しずつ減ってきています。こうした努力を続けていくことによって、目標の実現に向かって頑張っています。その目標というのは、2016年までに審査待ち案件数を7万8249件に減らすこと、そして審査処理期間を22ヵ月まで減らすという目標を掲げています。

このように、今、審査に時間がかかっているという状況がありますので、幾つかの施策を講じながら、普段はプロジェクトなどを実施しながら審査にかかる時間を減らそうとしています。その中で一つ AEP(審査加速制度)というのがありますけれども、AEPというのはいずれの国とも2国

特許の加速審査措置

加速審査作業プラン(AEP)

- 2009年から実施。
- 以下の事由がすべて認められ、特許に対して加速審査を申請することができる：(I) 対応案件が外国特許庁の発明審査で許可された場合、(II) 出願案件がもともと特許庁から審査意見通知書及び検索報告が送付されたが、変更されていない場合、(III) 産業上の実施に必要な場合。

特許審査ハイウェイ(PPH)

- 2011年8月及び2012年8月に米国及び日本とそれぞれ提携してPPHを執行し、2012年8月には米国と創発的PPH協定計画を調印。
- 同一特許出願案件が台湾及び米国（又は日本）に提出された場合、他に審査する方は、先に審査した方の審査結果を参照して許可・拒絶することができる。

特許加速審査作業プラン

- 2012年6月1日に執行し、2012年10月1日から正式に実施。
- 申請件数は計220件であり、許可件数は計99件である。

台米、台日PPH、TW-SUPA案件統計表

	台米PPH	TW-SUPA	台日PPH
統計期間	2011.9.1~2012.1.31 (2011年9月1日から実施)	2012.1.1~2012.1.31 (2012年1月1日から実施)	2012.5.1~2012.1.31 (2012年5月1日から実施)
申請件数	303	7	230
PPH申請～First OA(月)	1.5	-	1.7
PPH申請～審査終了(月)	3.3	-	2.6

加速審査作業プラン(AEP)

AEP申請案件統計表

時期	米国			台湾			外国			合計
	案件1	案件2	案件3	案件1	案件2	案件3	案件1	案件2	案件3	
2009年	534			534	360					894
2010年	819	11	138	1001	421	12	5	438	1429	
2011年	996	8	163	1167	700	21	18	217	1276	
2012年	374	17	162	553	817	12	14	669	1041	
2012年1月	29	0	25	54	37	1	2	40	94	
合計	2282	36	498	2781	1875	54	37	2063	4644	

特許審査平均時間

時期	加速審査案件申請期間	特許審査平均時間(日)
案件1	2012年11月末まで	75.3
案件2	2012年11月末まで	80.6
案件3	2012年11月末まで	138.4
平均		80.9

間での協定は結んでいないものです。次の PPH (特許審査ハイウェイ) は、2011 年にはアメリカ、2012 年の 5 月には日本と提携を結びました。

そしてもう一つ、多数の出願をしている人に対して技術が関連する出願を一回の面接でまとめて審査を行うというやり方も奨励しています。実際に AEP を行うに当たっては、三つの事由があります。AEP については、例えば台湾の中小企業が外国に対して出願をしていない場合でも、この AEP を申請することが可能です。

今ご覧いただいている表は、AEP の実際の申請数です。これは 2009 年から 2013 年にかけての数字です。この表を見ていただくと、2012 年に AEP を利用した申請が 1041 件と、数字が下がりました。これは何を意味しているかといいます

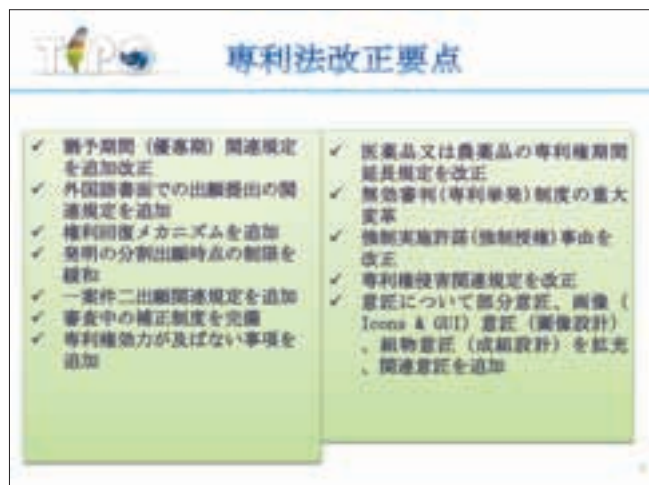
と、アメリカと日本に対しての出願が PPH というシステムに移行して、こちらを使って申請する人がいたことが原因です。

そしてこの AEP についてですが、今の数年間を平均しますと審査にかかる時間は 80.9 日となりまして、非常に短い時間で審査が行えるということになります。次にこちらは台湾・アメリカ、台湾・日本との PPH の申請数です。日本とは昨年 5 月に実施されたばかりですけれども、既に 200 件ほどの申請数があります。PPH 申請のファーストアクションは 1.7 月で、審査確定までにかかる時間は 2.6 カ月です。

日本の全体の出願数から見ますと、この PPH を利用している数は多くはないと言えますけれども、ほかの国とを比べますと日本の PPH の利用は非常に多いと思います。日本の方はもちろん審査はやはり早くしたいという考えがありますので、日本からの PPH の申請量はこれからますます多くなってくると考えられます。

3. 知的財産権法制概況

次に、智慧局が関わりました関連法の改正について少しお話しします。この中で、専利法、商標法、営業秘密法は、既に改正法を採択しています。著作権法については現在改正について話し合いを行っているところです。



今回、特許法の改正には重要なことが含まれていて、非常に広い範囲に渡って改正が行われました。ここに書いてあるものは、その中でも重点的なものとして列挙してあります。例えば、猶予期間に関する規定、外国語書面による出願に関する規定、権利回復メカニズムに関する規定、分割出願の期限に関して緩和されたといった内容、実用新案と特許の併願、また補正に関する規定、専利権の効力が及ばない事項についての規定、また医薬品・農薬の特許権存続期間の延長についての改正もありました。さらに、無効審判、強制実施権についても大きな改正があります。

また、専利権の侵害についての規定についても改正が行われています。意匠については、部分意匠、アイコン関連、組物意匠についても改法されました。さらに関連意匠が追加されていることも、一つの重要な点になっています。

昨年は、この特許法の改正に伴って関連するさまざまな行政命令も出されています。そして特許の審査基準についても、5篇51章にわたる基準を改正したり増やしたりしました。さらにこうした問題に関する公聴会なども30回ほど開いています。

昨年発効しましたこの新しい商標法について、皆さんが興味をお持ちではないかということについて少し触れたいと思います。この商標法によ



て、守られる保護対象が広がりました。その中の一つとして匂いの商標が加わりました。今日まで既に私たちはこの出願を8件受けております。

その中で、日本の久光製薬が作っております薄荷の香りのする湿布薬も出願されています。またもう一つ、台湾の会社が作っている白花油というものも出願されています。この製品をよく使っている人にとっては、少し香りを嗅げばすぐこの製品かわかるかもしれませんが、そうではない一般の消費者はその香りを嗅いでも一体このものかはなかなか区別が付かないかと思えます。今、審査官にとって頭の痛い問題は、この匂いについての説明です。この説明をどのようにすることで特定されるのかといった点が、非常に頭の痛いところです。こういった問題もあり、この



二つの出願については今もまだ審査中です。

次に、商標登録の費用の納付が遅れた場合の権利回復申請についてです。この新しい法律が発効してから現在まで、この回復申請を行ったものは56件ありまして、実際にそれが認められたものは30件です。われわれ智慧局はこの権利回復申請について審査を行うに当たり、その間に第三者がこの商標の登録を行っていないかどうか、そういったことについても確認を取ります。

次は欧米諸国のやり方にも似ているかと思えますけれども、無効審判ですとか取消の対象になっている商標についてです。そういった申し立てが行われたものについては、自分がどのようにその商標を使っているか、その使用の証拠の提出を行わなければなりません。実際に、使用状況の証拠を行わなければならないとされたケースは43件ありました。そして実際に取消となったものは8件あり、このメカニズムそのものはスムーズに運営が行われている状況です。

また、商標が侵害されるケースもあります。今回の新しい法律ではこの商標の保護も強化しています。例えば商標の信用が減損する可能性がある場合には、それについて保護を求めよう主張することができます。商標権を侵害しようとしている準備ですとかそれに関する加工などを行っている場合、そういった行為そのものも商標権の侵害と

見なされることになりました。

こうした中、実際に商標権が侵害されている一つのケースがあると、それがどのぐらいの侵害の度合いになるか検討します。私たちは研究機関などにそういったことも依頼しています。裁判所のほうも、その中で実際の侵害がどのぐらいであるか、加害者がどのぐらいの侵害行為を行っているかといったことを斟酌していきます。

そのほかに、昨年は商標に関するシンポジウムも開いています。こうした法律をどのように使えばいいかといったことを紹介するシンポジウムも開いています。

次に、この2年間にわたって検討を重ねてきている著作権法についてお話をしたいと思います。私個人としては、この著作権法の改正というのは非常に難しいものだと考えています。その理由として、著作権法の中の権利の分類が非常に細かいということであり、そのため理解しにくくなっています。結果的に授權制度、ライセンスの制度の確立がうまくいかないといった状況があると考えるからです。また、頒布および権利の権利消耗原則についても明確な規定がなされていないために、市場ではトラブルが起きやすい状況があるからです。また、今はネットワーク、デジタル化の時代ですけれども、その要望にしっかりと応えられる状況になっていない上、合理的な使用に限

TIPS 新商標法施行成果(続き)

商標登録料の納付を遅延した場合の権利回復申請案件を受理

- ▶ 2013年2月までの権利回復申請案件は計56件であり、審理中は25件、許可案件は30件、不受理は1件である
- ▶ 第三者が権利回復期間内に既に登録を消滅し又は商標権を取得した場合に影響を及ぼすことについては、審査を行う必要がある

それを基に許否又は禁止する商標は使用証拠を提出すること

- ▶ それを基に無効審判(評定)又は取消(廃止)する商標が登録後3年に達している場合、出願人は当該商標が無効審判又は取消申請前3年間の使用証拠又はその未使用に正当事由がある証拠を提出すること
- ▶ 2013年2月までに使用証拠を提出すべき引用商標について、受理された評定案件は43件であり、廃止案件は8件である

TIPS 新商標法施行成果(続き)

商標権保護の強化

商標民事責任

- ▶ 著名商標識別性又は信用を減損する可能性がある場合、損害が実際に発生する前に防衛的に予防するために、著名商標権者は主張することができる。
- ▶ 商標権侵害の準備、加工又は補助行為は、商標権侵害と見なす例として、商品と類似していない包装容器、サヘル、タグを製造する行為。

商標権侵害損害賠償計算基準に合わせて500倍下限を削除

- ▶ 2012年委託研究案件一審判例による具体的に権利侵害事実に基づいて裁量する要素についての研究
- ▶ 侵害状況、加害者の経営規模、類似商標商品の数量、行為期間、類似商標の同一又は類似程度及び市場での流通状況、商標権者に対する損害発生範囲及び程度等の要素を斟酌。
- ▶ 2013年に商標使用及び権利侵害出願シンポジウムを主催。

TIPS 著作権現行法が直面している課題

- 権利分割が細かすぎ、理解が容易ではなく、救済制度の確立に不利**
 - デジタルコンバーションの発展により権利対象と権利範囲との境界が不明確となっている(例えば: 複製)
 - 無形公開複製物の整合及び調整—公開放送、公開伝送、公開上映、公開演出等の権利を修正するとともに著作財産権の種類を検討。
- 輸入、教示及び権利再帰問題は十分明確ではなく、市場は紛争が起き易い**
 - 有形公開複製物の複製—取寄権、貸与権、編集権等、権利再帰規則、並行輸入及び促進規則を検討。
- 合理的な利用(フェアユース)あり、インターネット及びデジタル環境での法に十分対応できない**
 - 遠隔教育、デジタルコレクション、図書館の相互複製、遠隔教育、ネットワークビデオ教育及び教材オンライン等の合理的利用規定について検討。

TIPS 著作権法改正の挑戦

ネットワーク権利侵害防止新制度の導入是非をめぐる争論

- デジタル環境下で著作の利用はさらに簡便になり、ネットワーク権利侵害の防止は困難である。ネットワーク権利侵害防止新制度を導入するか否か(例えば三版条項、国外重大権利侵害ウェブサイトを封鎖等)。これらの制度に関連する面は多岐にわたるため、慎重に評価しなければならない。

TIPS 著作権法改正要点

- 第一階段—著作財産権の基本枠組みを検討**
 - 放送、複製、通信伝送及びデジタル複製の必要を満たすためには、無形公開複製物(公開放送、公開伝送、公開上映、公開演出等を含む)、複製台帳及び調整し、著作財産権の種類を検討。
 - 出演者の保護を高める—特許によって2012年8月28日に可決された世界貿易協定(WTO)に忠実に、出演者の各種権利(出演者が及ぼした複製著作の公開伝送、教示及びレンタル等の権利の保護基準の向上を含む)を調整
- 第二階段—権利再帰規則取組の検討**
 - 合理的な利用等の権利—デジタルコンバージョン時代及び複製権等の発展に適合させる
 - 著作財産権の制限上合理的利用規定を切り離すか?否か?
- 第三階段—その他の改正案検討**
 - 複製権、出資雇用者の著作、著作人権、著作財産権の譲渡、質権等

度があるということが挙げられます。

そのため、著作権法の改正は段階を追って進めるというやり方を取っています。まず一つ目の段階は、著作権の構造についてです。特に無形的権利の改正に関しての調整、検討をしっかりと進めるという段階。次の第2段階は、財産権の制限に関する規定をどのように作っていくか検討を進める段階です。第3段階として、被雇用、また出資雇用の著作に絡むことについて検討を進める。このように、段階を追って改正の作業を進めています。

それから、特にネット上で著作権の侵害を防ぐということに非常に難しさがあるという議論があります。そのため、これを防ぐための制度、例えばスリーストライクルールの導入をするべきか、

また国外で重大な権利侵害が起こっているウェブサイトの封鎖などを含めての検討も行われています。ですからこうして見ますと、著作権法の改正を行う所の全体について改正を進める、そういう視点でやらなければならない作業になります。

次は、営業秘密法の改正についてです。ここ2年ほど、台湾の重要な産業内でこのような事件が起きています。例えばある人がその会社を辞めたとき、その会社の秘密を持って新しい会社に行く、その新しい会社に前にいた会社の秘密を漏らすというケースが起きています。しかしもしこの秘密が海外に漏れることになると、これはもう個別の会社の問題ではなく、台湾産業全体にとって大変大きな損失があると言えます。

しかし、もともとこの営業秘密法というのは民事責任だけをうたっていて、刑事責任はうたわれていませんでした。ですからこのケースを刑法によって裁こうとすると、規範、制度などが充分でなく、また法律も充分でないということで、うまく刑の適用ができなかったケースがありました。そのため、この新しい営業秘密法の中では刑事罰が新しく規定されています。2013年に立法院で採択されましたけれども、検討チームができてから非常に早いペースで実際に改正法が採択されたという数少ない法律のケースです。

営業秘密法の中では、四つの行為が規定されて

TIPPO 営業秘密法改正(1)

法改正の背景

- 産業界では離職社員が元の所属先の会社の営業秘密を盗用又は漏洩し、不法手段により台湾産業界営業秘密を窃取する種々の重大事件が相次いで発生している。
- 現行刑法では営業秘密侵害行為態様に対する規範が不足し、法定刑が軽すぎるため、国際立法動向を参考にして、刑事責任を追加。

法改正の経緯

- 2012年1月に営業秘密法改正チームを立ち上げ、検討会議を5回開催し、2013年1月13日に議会で可決し、1月30日に總統令が交付され、2月1日に施行。

TIPPO 営業秘密法改正(2)

行為態様

- 窃取、複製、詐術、脅迫、無断複製又はその他の不正手段による取得、使用又は漏洩。
- 授權されず又は授權範囲を超えた複製、使用又は漏洩。
- 削除、廃棄すべしと告知されたが、削除、廃棄を行わず又は当該営業秘密を隠蔽。
- 悪意転得者の取得、使用又は漏洩。

処罰規定

- 5年以下の懲役又は拘留。
- 罰金1百万元~1千万元であり、所得利益が罰金最高額を超えている場合は、所得利益3倍以内で加重。

います。まず一つが、不正なやり方で情報を盗み取るということ。二つ目としては、権利を授けられていないにもかかわらずこれを複製、または使用、漏えいすること。もう一つは、削除するよう、廃棄するよう言われているにもかかわらずそれを行わず、その情報を隠匿しているという状況。そして四つ目としては、悪意転得者の取得、使用、漏えいです。

特に注目すべきは第2番目と第3番目ですけれども、この人がもともと権利を有さないでこうした行為を行なった場合は刑事責任を行わなければなりません。またその処罰も重いものになっていまして、5年以下の懲役刑または拘留という刑罰が法定刑です。罰金も大変な額が取られます。また、この情報を外国に漏らした場合は刑罰がさらに重くなります。刑罰として見ますと1年以上10年以下の懲役となって、これは非常に重いと言えます。

この法律を審議する立法委員たちも、台湾のこの情報をほかの国——例えば大陸も含まれていますが、そういった所に漏らす行為を行った

TIPPO 営業秘密法改正(3)

域外適用範囲

- 行為者が営業秘密を不正取得し、国外での使用を意図した場合は、処罰を加えることができる。
- 1年以上10年以下の懲役。
- 罰金100万~1000万以下であり、所得利益が罰金最高額を超えている場合は、所得利益の2~10倍以内で加重することができる。

親告罪要件

- 原則：親告罪。
- 告訴可能であり、被害の一人に対して告訴又は放棄を繰り返した場合には、被害はその他の被害者に及ばない。
- 例外として、域外での使用意図は告訴罪となる。
- 告訴放棄はその刑罰が加重される。

刑罰規定

- 法人の代表者、代理人、取締役又はその他従業員が、業務執行によって本罪の罪を犯した場合は、その所属する法人及び自然人雇用者等の監督及び懲罰義務に基づいて、当該法人又は自然人雇用者に対して罰金を課する。

場合には、これを厳しく罰するべきだという声が上がっていました。この訴追要件としては親告罪が原則です。しかし一つ特徴的なものとして告訴可分というやり方を取ってまして、例えば2人被告がいて、そのうち違法行為を犯した人がいる場合には、その1人だけを訴えることができます。また、域外での利用であれば公訴罪となります。

(次号に続く)